

ハラスメント防止規程

つばき訪問看護ステーション

1. 目的

本規程は、つばき訪問看護ステーションで働くすべての職員が、安心・安全に働ける職場環境を確保することを目的とし、職場および訪問先におけるハラスメントの防止と適切な対応について定める。

2. 適用範囲

本規程は、当事業所のすべての職員（常勤・非常勤・パート・派遣等）に適用する。また、利用者および家族等からのハラスメントについても対象とする。

3. ハラスメントとは

ハラスメントとは、相手の尊厳を傷つけ、就業環境を悪化させる不適切な言動をいう。

（1）パワーハラスメント

- ・立場を利用して、必要以上に叱責する
- ・無視、仲間外れ、人格否定の発言

（2）セクシュアルハラスメント

- ・性的な発言や身体への不必要な接触
- ・容姿や私生活に関する不適切な発言

（3）マタニティ・介護休業等ハラスメント

- ・妊娠、出産、育児、介護休業の取得を理由とした不利益な取扱い

（4）利用者・家族等によるハラスメント

- ・暴言、威圧的な態度、過度な要求
- ・身体的接触、性的言動

4. 基本的な考え方

- ・ハラスメントは決して許されません。
- ・被害を受けた場合、一人で抱え込まず相談してください。
- ・相談したことによる不利益な取扱いはいりません。

5. 相談・報告の方法

- ・相談窓口：管理者

- ・口頭、電話、書面など方法は問いません。
- ・内容は秘密を守り、慎重に対応します。

6. ハラスメントを受けたときの対応

- ・無理をせず、その場を離れることも大切です。
- ・危険を感じた場合は、すぐに事業所へ連絡してください。
- ・事実や状況を簡単にメモしておくとう相談しやすくなります。

7. 事業所の対応

- ・事実確認を行い、必要な対応を速やかに行います。
- ・再発防止のため、職場環境の改善に努めます。

8. 研修・教育

- ・全職員を対象に、年1回以上ハラスメント防止研修を実施します。

9. 見直し

- ・本規程は、法令改正や社会情勢の変化に応じて見直します。

制定日：令和5年7月1日

最終改訂日：令和8年2月1日